令和４年度
荒川区情報セキュリティ

監査報告書

（概要版）

令和５年３月

1　監査目的

情報セキュリティ外部監査は、組織の重要な情報資産に対する情報セキュリティ対策が適切に整備･運用されているかどうかを第三者の専門的な立場から検証･評価を行い、助言等を与えることである。監査結果をもとに情報セキュリティ対策の更なる改善と徹底を図ることを目的とする。令和４年度は、正当なアクセス権が付与された職員及びアクセス権を持たないその他職員等による人的な不正に対する情報セキュリティ対策の脆弱性を確認する。

2　監査対象及び範囲

監査対象	範囲
・戸籍住民課 ・区民課（区民事務所）	・住所設定手続き、転入手続き等の住民記録事務 ・住民基本台帳ネットワークシステム操作・運用

3　監査方法

（１）監査対象課職員へのヒアリング、調査票記入依頼
（２）規程類、記録類の閲覧
（３）情報システム、執務室、書庫等情報資産の保管場所の視察

4　監査実施日程

実施日	区分	内容
令和5年 2月 3日（金）	実地監査①（戸籍住民課）	・監査証拠確認 ・執務室視察 ・職員へ質問
令和5年 2月 6日（月）	実地監査②（日暮里区民事務所、町屋区民事務所）	
令和5年 2月 7日（火）	実地監査③（尾久区民事務所、南千住区民事務所）	
令和5年 3月22日（水）	監査報告会	・監査結果を踏まえた指導助言

5　監査人

一般財団法人　ＡＶＣＣ

6　監査項目

区　分		項　　目
監査項目	組織的・人的管理	・規定・手順の整備、運用及び見直し状況 ・組織体制（役割、報告連絡体制、対応体制） ・教育・研修・訓練の実施・管理状況 ・委託先に対する監督の状況 ・自己点検の実施状況 ・内部監査、外部監査の実施状況
	技術的管理	・アクセス制御 ・アクセスログの取得 ・アクセスログの分析
	物理的管理	・管理区域の管理状況 ・取扱区域の管理状況 ・保管場所の管理状況 ・持ち込み・持ち出し・返却の管理状況 ・廃棄の管理状況

7　適用基準等

（1）適用基準

ア　荒川区電子情報システム管理運営規程
イ　荒川区電子情報システムに係る情報セキュリティ対策基準
ウ　荒川区庁内ネットワーク利用に係るセキュリティ実施手順
エ　特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務）
オ　荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例
カ　荒川区住民基本台帳ネットワークシステム管理運営規程
キ　住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ手順書

（2）参考基準

ア　地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
イ　地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
ウ　クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン（経済産業省）
エ　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編（個人情報保護委員会））

8　監査結果

（1）総評

全体として情報資産の管理、システムの運用管理、情報セキュリティ対策について適切に整備・運用されていることが確認された。直ちに事故につながる内容ではないが、指摘事項や観察事項が確認されたため、改善・対策を実施した。また、推奨事項も確認されたため、他所属においても参考としていただきたい。

（2）監査の指摘事項・推奨事項

区分	内容	改善方針・評価等
指摘事項	統合端末による個人情報の検索時の端末使用記録簿が月次確認、記録管理されていない。	各職員の端末使用記録簿の件数とシステムから出力される操作ログの件数を比較し、月次で確認を行う。その後、各職員に比較件数を供覧し、業務外利用の防止措置を講じる。
	本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置としての取得したログの分析が実施されていない。	
指摘事項（軽微）	統合端末に関する研修の一部内容が職員に浸透していない。不正利用を牽制する目的で操作ログの紹介をしているが、理解されていない。	統合端末の検索ログ一覧表を作成し、月次で確認できる運用を行う。また、研修内容に職員の操作ログが全て記録されていることを明記し、不正利用を防ぐ。
観察事項	本人確認情報等を取り扱う業務に従事する職員に対する情報資産の適正な管理に関する意識啓発を行う教育が行われていない。	セキュリティ研修受講後、当該内容に関する一問一答形式の設問を解き、理解度を受講者が確認できるよう資料を見直す。
	統合端末が窓口奥の死角に設置されており、統合端末の設置場所が職員の執務場所となっている。	統合端末設置場所に職員を常時座らないよう、席が空くときは必ず移動する等対応している。
推奨事項	令和4年11月に他自治体が発表した職員による個人情報の不正取得事案に対応して当月中に職場討議、翌月に区民課長による全区民事務所巡回研修を実施している。	副所長会議や住基意見交換会の開催による情報連携や事務所内担当を定期的に変更し制度的牽制を図ること、課長の職場巡回は推奨すべき取組である。

以上